

## 浅口市市制施行20周年冠事業取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、浅口市市制施行20周年冠事業の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「冠事業」とは、浅口市の市制施行20周年を記念して実施する事業である旨をその事業の名称に冠して行う事業(市が自ら行うものを除く。)をいう。

### (対象事業)

第3条 冠事業は、次に掲げる要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に実施すること。
- (2) 市民の参加を通して、市内外へ浅口市の魅力を効果的にPRしていると認められること。

### (冠称)

第4条 事業の名称に付する冠は、「浅口市市制施行20周年」とする。

### (使用の申請)

第5条 前条の冠を使用しようとする者は、あらかじめ浅口市市制施行20周年冠事業承認申請書(様式第1号。以下「冠事業申請書」という。)に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、企画財政部において受付をするものとする。

### (使用の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、冠の使用の承認又は不承認を決定し、浅口市市制施行20周年冠事業承認通知書(様式第2号。以下「承認通知書」という。)又は浅口市市制施行20周年冠事業不承認通知書(様式第3号。以下「不承認通知書」という。)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による承認(以下「冠事業の承認」という。)に当たり、必要な条件を付することができる。

3 市長は、申請のあった事業が次のいずれかに該当すると認めるときは、冠事業の承認をしないものとする。

- (1) 法令に違反し、又は公の秩序若しくは善良の風俗を乱すおそれがあるものの
- (2) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがあるもの
- (3) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張の表現その他これらに類する目的のために利用していると誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
- (4) 浅口市の信用及び品位を損なうおそれがあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるもの  
(使用期間)

第7条 冠の使用期間は、原則として承認を受けた日から当該冠事業の完了の日又は令和8年12月31日のいずれか早い日までとする。

(冠事業の内容変更又は中止)

第8条 冠事業の承認を受けた者が、当該冠事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をし、又は冠事業を中止しようとするときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、冠事業の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 冠事業が第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、又は第6条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき。
- (2) 使用承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請の内容に虚偽があると認められたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前項の場合において、承認を受けた者に損害が生じることがあっても、市長は、その損害を賠償する責めを負わない。

(後援名義の使用に係る手続の特例)

第10条 冠事業の承認を受けようとする事業について、浅口市後援等名義使用承認事務取扱要綱(平成18年浅口市告示第1号)及び浅口市教育委員会の後援等名義の使用許可に関する要綱(平成18年浅口市教育委員会告示第1号)の規定による後援名義等の使用の承認を受けようとするときは、浅口市後援等名義使用承認事務取扱要綱第4条第1項に規定する後援等名義使用承認申請書又は浅口市教育委員会の後援等名義の使用許可に関する要綱第2条に規定する後援等名義使用許可申請書の提出をもって、第5条第1項の規定による冠事業申請書の提出に代えることができる。この場合において、後援等名義使用承認申請書に第4条に規定する冠の名称を明記するものとする。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中承認通知書又は不承認通知書とあるのは、浅口市後援等名義使用承認事務取扱要綱第5条に規定する後援等名義使用承認(不承認)通知書又は浅口市教育委員会の後援等名義の使用許可に関する要綱第4条に規定する後援等名義使用許可(不許可)通知書とする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、冠事業の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和８年12月31日限り、その効力を失う。